

6

都市計画公園等の整備、 緑地の保全及び緑化の推進の方針

(1) 都市公園等の整備の方針

① 自然地における緑の拠点等の整備の方針

(地区毎の自然性を活かした“みどりの郷”づくり)

四季彩のまちづくり事業の一環として、優れた風致景観を有する星ヶ山地区の「星ヶ山さつきの郷」、幕山地区の「梅の郷」「桜の郷」、池峯地区の「もみじの郷」、城山地区の「あじさいの郷」においては、都市緑化基金賞にも選ばれた事業展開であり、それぞれの地区の自然性を活かした個性的で魅力ある緑環境の整備や自然に親しんだり、眺望を楽しんだりできるようなハイキングコースの確保を図る。

② 市街地周辺における都市公園の整備の方針

ア 湯河原町総合運動公園・幕山公園の活用

町民や来訪者のレクリエーションや余暇ニーズの変化に配慮しながら適切な維持管理に努め、その積極的な活用を促進する。

③ 市街地における都市公園の整備の方針

ア 住区基幹公園の整備

新崎川東側の吉浜地区・鍛冶屋地区・福浦地区は、街区公園等の身近な都市公園が不足していることから、当面は、小学校の開放や児童遊園の充実、社寺境内地の活用により対応することとし、将来的に福浦幼稚園の跡地等を利用し防災面に配慮した街区公園を含め3ヶ所の街区公園を整備し、住民参加による公園づくりと維持管理を検討しながら、身近な公園緑地環境の充実を図る。

また、温泉場地区においては、万葉公園（近隣公園）が整備されているが、観光客を対象とした施設が多く、地域住民にとって身近に利用できる公園となっていないことから、地域住民のニーズに対応し、(仮)温泉場地区公園（街区）を含め、防災面にも配慮した5ヶ所の街区公園を整備し、住民参加による公園づくりと維持管理を検討しながら、身近な公園緑地環境の充実を図る。

イ その他の公園の整備

湯河原海岸沿いにおいては、観光的機能を重視した(仮)湯河原海辺公園（広場公園）を整備し、水辺レクリエーションの場となる海岸緑地帯の形成を図る。

ウ 既存都市公園の再整備

本町の市街地における公園は、土地区画整理事業により整備された公園が多く、湯河原駅下地区においては、事業完了後 35 年が経過し、公園施設の老朽化も著しくなっている。

今後においては、より多くの町民に親しまれ、利用される公園となるよう、適宜、遊具や植栽の再整備に努める。

(2) 緑地の保全の方針

① 自然地における緑地の保全方針

(既定地域制緑地制度の維持・継承)

自然地における豊かな自然環境を保全するため、風致地区、国立公園、自然公園、自然環境保全地域、保安林等の既定の地域制緑地制度の維持・継承を図る。

② 市街地周辺における緑地の保全方針

(緑地保全に配慮した適正な開発の誘導)

自然地と市街地の間に位置する市街地周辺は、現在は果樹園などの農地が数多くあり、市街地から眺めた場合、美しい緑空間となっている。一方、この区域は風致地区の指定区域以外であることが多いほか、現況では用途地域も指定されていないことから、農地の宅地化により、緑の景観が失われる可能性がある。

そのため、これらの区域については、遊休農地のふれあい農園化や事業者・地権者に町の自然環境に関する理解を求め、協定を結んだり、協力を得ながら、開発時に新たに緑化したり、周囲の緑と調和した建築を行うなどして、緑の景観を維持していく。

③ 市街地における緑地の保全方針

ア 水や緑に親しめる河川緑地の保全

市街地から幕山公園や万葉公園、奥湯河原、さつきの郷（星ヶ山公園）等までに至る主要な河川沿い（千歳川、藤木川、新崎川、洗頭川）において、町民や観光客が、湯河原の自然環境や街並みを楽しみながら散策ができるよう、民有地を利用した花木や実のなる木等の植栽の整備、ポケットパーク・休憩所の設置等を施しながら、河川の保全を図る。

また、新崎川においては、遊歩道を整備するとともに、河川護岸の親水化を継続的に県に要請し、水と緑に親しめる空間の配置を推進する。

イ 暮らしに身近な市街地内緑地の保全

城願寺のビクシャンや山神の樹叢をはじめとした社寺林等として優良な樹木が多くあり、国指定天然記念物や町指定天然記念物に指定されている。

今後においても、歴史を感じさせる大径木や社寺林等を緑地として位置づけ、町民に広く周知保全を図る。

ウ 緑の名所50選の選定

市街地にある大径木や社寺林などの地域の象徴となる緑や地域に潤いを与える豊かな緑に対して、「緑の名所50選」として選定する。

名所の選定は、町民からの公募やワークショップ形式による検討など住民参加によるものとし、選定後においては、案内板の設置や広報等による周知等、町民や観光客に対して利用しやすい環境整備に努める。

また、選定や周知により、町民の地域の緑に対する意識の啓発を行い、より保全意識を高め、良好な環境維持につなげるものとする。

エ 樹林保全制度の検討

条例等による保存樹林の指定や基金の活用等、市街地の大径木や名木、古木、珍しい木、樹林の担保性を高める町独自の制度の検討を行う。

(3) 緑化の推進の方針

① 市街地の方針

ア市街地の緑化

市街化の進展により、農地等のまとまった空地も少なく、新たに都市公園といったまとまった緑地を確保するのが困難な状況にある。

街中の緑視率を高め、身近な潤い環境を創造するため、交差点隅切部やカーブ、橋詰めなど、通行者から見えやすく、かつ植栽が可能な場所を選定し、花壇の配置や低木等の花木の植栽、フラワーポットによる沿道など、緑のスポットづくりを推進する。

また、官公庁施設や教育施設、集会施設などの公共公益施設においては、地域の顔となるよう、シンボルツリーの配置や駐車場の緑化など、きめ細やかな緑化を図る。

イ 湯河原駅周辺地区の緑化

湯河原駅は本町の玄関口であり、来訪者のもてなしなど、本町の地域特性を感じさせる演出が必要な場である。

よって可能な限り、駅前広場や歩道、商業施設等が一体的となった緑化を図り、湯河原らしい、うるおいのあるもてなし空間の創造を推進する。

また、区画整理によって整備された街区公園においても、ワークショップの開催など住民参加を取り入れながら、住民意向を反映した公園の再整備を適宜推進する。

ウ 温泉場地区の緑化

温泉場としての特徴的な景観や周辺の山並、斜面緑地、河川の水辺などの良好な自然環境を踏まえながら、歩道の植栽やポケット広場の整備、河川を活用した親水空間づくりなど、温泉場地区の緑化を推進する。

エ 湯河原海岸地区の緑化

国道 135 号沿道は、湯河原駅周辺と同様に本町の玄関口となっている。

可能な限り、歩道への植樹や、店舗や住宅などの民有地の緑化を図り、緑豊かな沿道空間の創造を図り、緑のネットワークを形成する。

また、湯河原海浜公園から湯河原海岸における未利用地を利用した（仮）湯河原海辺公園の整備を図り、観光ニーズにも対応した潮風を感じる新たな緑空間を形成する。

（４）風致地区の保全方針

風致地区におけるゾーン毎の保全方針を次のとおり設定する。

ア ゾーン１（第一種風致地区）

御料地、城山、幕山、清水の滝の４地区は、建ぺい率 20%、建築物の高さ 8 m 以下とする第一種風致地区に指定されている。今後も、風致地区内において特に良好な自然環境を有している区域として保全を図る。

また、幕山公園や城山（土肥城跡）など自然の特性を活かしながら自然とふれあえる活動拠点として活用を図る。

イ ゾーン２（第二種風致地区）

この区域は第一種風致地区に隣接し、風致地区のほか、富士箱根伊豆国立公園、県立奥湯河原自然公園特別地域、吉浜自然環境保全地域、土砂流出防備保安林・土砂崩壊防備保安林として指定されている。今後も、これらの土地利用規制制度と連携を図りながら、広大で連続した緑や水源林の保全育成を行うとともに、ハイキングや自然観察などの自然体験ができるゾーンとして活用を図る。

ウ ゾーン３（第三種風致地区）

この区域は主に第二種風致地区と隣接し、風致地区のほか、県立奥湯河原自然公園特別地域及び普通地域、県立奥湯河原自然公園計画で利用施設等の整備が位置づけられた地区、農業振興地域に指定され広大な樹林が連続するゾーンであり、貴重な自然環境として保全が図られている。また、都市マスタープランの土地利用方針では自然環境活用調整緑地や緑住環境保全地として位置づけられている。

さらに、福浦地区における海岸線の景勝美やクロマツなどの樹林が残る自然環境に恵まれたゾーンにおいても、第三種風致地区に位置づけ保全が図られている。

今後とも、土地利用規制制度や公園計画により、連続する緑を保全するほか、海岸線の景勝美にふれられる場や自然と歴史に親しめる場として活用を図る。

エ ゾーン4（第四種風致地区）

この区域は、奥湯河原の水と緑が一带となった宿泊型観光地やオレンジライン沿道及び周辺において既に宅地が造成されている地区、また福浦地区の海岸線の景勝美からつながり果樹園として利用されている区域が該当し、風致地区のほか、宅地造成規制区域や用途地域（商業地域、第一種住居地域）、農業振興地域が重なる区域である。

今後とも、これらの規制制度を継続し、周辺樹林地の保全や豊かな敷地を利用した閑静な温泉街の形成、市街地からの緑景観に配慮した、ゆとりある緑豊かな低密度住宅地の誘導を図る。

緑地の配置・都市緑化の方針図

